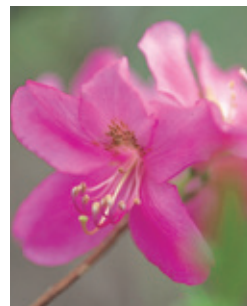




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



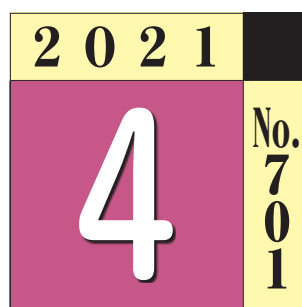
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川中学校卒業式／2021年3月15日

- 02 村政執行方針
- 05 教育行政執行方針
- 07 トピックス チャレンジスキー教室Ⅰ・Ⅱ・シーニックナイト2021が開催されました ほか
- 10 むらの事件簿 春の火災予防運動の実施について・応急手当講習の依頼受付について ほか
- 12 スポーツニュース 各種大会の結果、赤井川中学校卒業生2名が全国大会優勝報告のため来庁！
- 14 健康支援センターだより 令和3年度保健事業計画・2種混合ワクチン・麻疹風疹ワクチン接種について ほか
- 15 お知らせ伝言板 農業委員会だより・所得税等の申告・納付期限の延長について ほか
- 24 赤井川村写真館・編集後記



村政執行方針

はじめに

令和3年第1回赤井川村議会定例会の開会に当たり、村政執行への所信を述べさせていただきます。

昨年の1月に国内で新型コロナウイルスへの感染者が確認された当初は、これほど長期に地球規模で感染が拡大すると予想していた人はそれほど多くはなかったのではないのでしょうか。

この一年で、私たちの生活環境は大きく変わりました。

村内における各種イベントや学校行事の中止、規模縮小、全国的な外出自粛要請や外国からの入国制限は消費の落ち込みを生み、宿泊業を含む観光関連事業者をはじめ、農畜産物を加工販売する事業者などの経営にも大きく負の影響を与え、雇用や事業展開にとって非常に厳しい一年でありました。

村としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、各種国費事業を活用しながら村民

への感染防止対策やコロナ後を見据えた情報通信インフラの整備やデジタル化、再生可能エネルギーの調査、地域公共交通の確保準備など、ピンチをチャンスに変えることも念頭に置きながら村政運営を進めてまいりました。

このため、令和3年度の村政運営に当たっては、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策に注意を払いながら「第4期総合計画後期基本計画」と「第2期赤井川村創生総合戦略」を基本に据え、財政健全化に向けた取り組みを新たに加えていきたいと考えております。

また、引き続き、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働が重要であるとの考えに立ち、人と自然の調和を保ちながら持続可能な開発計画に取り組みむ企業との連携も大事にしながら更なる関係人口の増加を目指したいと考えています。

村政運営に臨む基本姿勢

令和3年度の村政運営の基

「農業振興計画」に沿った持続可能な農業の実現に取り組みます。

また、観光においては昨年設立した観光地域づくり法人を中心とした活動やキロロ、道の駅などの機能強化を側面的に支援し、食を通じた観光で築いた関係人口(交流人口)拡大に繋げる活動を引き続き進めます。

また、令和3年度中に完了予定の光通信網整備や「赤井川村エネルギービジョン」に基づく再生可能エネルギーの活用を具現化させる各種の取り組みは、将来働く世代の増加に少しでも結びつく可能性を含む事業であり、住んでいる人も訪れる人も活力を感じる村になるよう引き続き取り組みます。

2 安心して暮らせる村づくり

2つ目は、「安心して暮らせる村づくり」です。

村民一人ひとりが生涯にわたって心身共にいきいきと暮らせるようにするため、保健・医療・介護のサービスや子育て支援などを少しでも充実させ、それぞれが生きがいとなる日常に結びつく環境を作ることが必要です。

しかし、本村の限られた財源と人的資源を考慮すると、全てを充実させた支援を継続

することは難しいことです。

また、余市、小樽を生活圏とする村民にとって、地域公共交通の確保は安心して暮らすための重要な条件の一つでもあります。

このため、福祉・医療・介護の課題については、村と社会福祉協議会や地域包括支援センター等の関係機関が引き続き連携を密にし、分野別に課題と役割分担を明確にしたなかで、支援を必要とする村民情報を的確に共有し、関係機関や地域の方々をはじめ住民組織などにも協力をいただきながら、課題解決へ円滑に繋がるよう取り組みます。

また、地域公共交通の確保については、村内交通資源を有効に活用することを念頭に、引き続き地域公共交通活性化協議会において令和4年4月からの新しい公共交通体制の本格稼働に向けた準備を進めます。

3 公共インフラなどの計画的整備

3つ目は、「公共インフラなどの計画的整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共インフラは、これまでも村民生活の基盤であることから計画的な整備を心がけ、老朽化した施設も財源を考慮しながら計画的に維持補修を行っ

令和3年度村政執行方針

てきました。

特に多くの経費を要する大規模工事については、国費補助や有利な起債を活用するなど、財源確保を模索しながら優先順位を考慮し取り組んできました。

しかし、現在の国の状況を考慮すると国費投入事業は計画通りに進捗できないことも想定しなければならぬと感じています。

このため、本年度も継続性や緊急性、防災対策などの優先度の高いインフラの整備や補修を重点的に進めます。

政策展開の重点事項

1 持続可能な地場産業の展開

① 農業の振興

基幹産業である農業振興は、これまでも村の重点施策として様々な取り組みを進めてきましたが、抜本的解決に至っていない課題も多いことが現状です。

このため、新たに策定した「農業振興計画」に沿って次の事項について重点的に取り組めます。

- ・優良農地の確保対策の促進
- ・新規就農希望者就農支援の推進
- ・道営農業農村整備事業計画の推進

- ・農業振興補助事業内容の評価

価と見直し検討

- ・農業振興センター（育苗施設）の在り方検討

- ・有害鳥獣駆除の効果的実施
- ・直轄落合ダム関連設備事業の実施

- ・中山間地におけるスマート農業の推進

② 林業の振興

村有林を主体に、民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に沿った事業を進めます。

- ・森林環境譲与税を活用した新たな森林整備事業等の実施

- ・伐期齢に達した村有林の活用の促進

③ 商工業の振興

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新たな取り組みに挑戦し業績を伸ばしている事業者も有り、村の産業の一翼を担っています。

これら事業者は商工会へ結集しながら経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会への支援を行います。

- ・商工会運営の安定化を図るための支援

④ 観光の振興

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも

新鮮で美味しい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、昨年設立された観光地域づくり法人赤井川村国際リゾート推進協会を中心とした観光振興活動を支援します。

また、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくよう取り組みを進めます。

- ・赤井川村国際リゾート推進協会の活動支援
- ・キロロリゾート新規プロジェクトへの側面的支援

- ・道の駅「あかいがわ」地場産品の販売促進支援

- ・宿泊税導入に向けた検討
- ⑤ 再生可能エネルギー関連事業への対応

令和2年度末までに策定する「赤井川村エネルギービジョン」に基づき、地熱や水力など持続可能な再生可能エネルギーを活用した事業の促進を目指します。

また、民間主体で進められる事業については、国の法令遵守を基本とし、昨年制定した再生可能エネルギー発電施設等の設置等に関するガイドラインに沿った事業者対応を進めます。

- ・地熱エネルギーを活用した公共施設の整備推進
- ・民間地熱発電・水力発電計画への側面的支援

2 安心して暮らせる行政サービスの提供

村は、全ての村民が心身共に健康でいきいきと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・子育て支援をはじめとする事業を各種計画に基づき実施しております。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、緊急時の迅速な対応が出来るよう引き続き情報共有の強化を進めます。

また、ステップアップを指した幹線地域公共交通の確保を進めます。

なお、次の重点事項については村民の皆様にも積極的に協力をいただくことを必要とする施策もあることから、各事業については丁寧な説明を第一に進めます。

① 保健・医療

- ・各種健診、健康教育・健康相談等の充実
- ・自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援
- ・各種健康教育活動による健康意識の醸成

- ・地域医療体制の充実に向けた総合的な検討促進
- ・新型コロナウイルス感染症対策の推進（予防・ワクチン接種）

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの取り組み

② 子育て支援

- ・へき地保育所の保育内容の充実
- ・妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業の推進
- ・保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化

- ③ 高齢者支援（生きがい対策・介護）

- ・介護三事業の円滑な運営及び適正管理
- ・悠楽学園大学の内容充実
- ・一般介護予防の充実（高齢者サロン、運動教室等）
- ・総合相談支援の充実
- ・認知症施策の推進

- ④ 障がい者支援
- ・在宅医療、介護連携の推進

- ・北後志自立支援協議会等の活用による相談支援体制の充実

- ・各種障がい福祉サービスの提供体制充実

⑤ 地域福祉

- ・社会福祉協議会活動の支援
- ・生活支援体制の強化
- ・助けあい隊活動の推進
- ・民生委員、児童委員や各種相談員の活動支援

- ⑥ 社会保障
- ・国民健康保険、後期高齢者医療事業事務の円滑化
- ・マイナンバーカード村民保有率の向上

⑦ 消防・救急

- ・災害時連携対応の強化
- ・救急救命運用体制の整備
- ・北海道消防操法訓練大会に

向けた集中訓練の実施
・日常的な福祉、介護分野との連携

⑧移住定住対策
・事業の効果検証と新たな対策の検討促進
・ふるさと納税と連携した施策のPR活動

⑨防災対策
・整備された防災設備の適正管理と運用訓練の実施
・消防団及び地域住民との連携構築の促進

⑩地域公共交通対策
・令和4年度幹線交通本格運用に向けた準備の促進
・域内交通整備の在り方検討

3 公共インフラなどの計画的整備

①村道整備
村道整備については、幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、日常の通行に支障が出ないよう補修に努めます。

・富田線道路改良工事
・村道舗装補修工事

②河川整備
河川整備については、異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や立木の撤去を計画的にを行います。

緊急自然災害防止対策事業
債を活用した河川整備工事
・緊急浚渫推進整備事業

③橋梁整備
老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備します。

・富田線富田橋橋梁補修工事
④簡易水道の整備
安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続すると共に、老朽化した施設については計画的に更新を行います。

また、緊急時の防災対策にも取り組めます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

・緊急自然災害防止対策事業
債を活用した河川整備工事
・緊急浚渫推進整備事業

③橋梁整備
老朽化した橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき整備します。

・富田線富田橋橋梁補修工事
④簡易水道の整備
安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続すると共に、老朽化した施設については計画的に更新を行います。

また、緊急時の防災対策にも取り組めます。さらに、水道事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

・簡易水道事業地方公営企業法適用に向けた準備
⑤下水道の整備
施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めます。

また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も引き続き行います。さらに、水道事業同様、事業の効率化、経営改善を図るため、令和6年4月1日開始となる公営企業会計化に向けた準備を進めます。

・公共下水道事業地方公営企業法適用に向けた準備

⑥公営住宅などの整備
老朽化した公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用が出来なくなった村営・村有住宅は取り壊しを引き続き進めます。

・村営中央団地個別改善改修工事
・村営悠友団地個別改善改修工事

⑦その他公共施設の整備
各施設の管理は延命化を図りながら、村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修を進めます。

⑧生活廃棄物及びし尿の処理
可燃ごみ及び資源ゴミについては、「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については、村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後もゴミの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。

北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備の設計が進められており、今後本体施設整備に向けて計画を進めます。

4 行財政の運営
行財政の運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症収束後の国の財政状況を考慮すると、地方交付税の交付率についても予断を許さない状況もあり、実質単年度収支で歳入と歳出のバランスが取れていない赤井川村としては、自主財源の確保や民間企業との連携を積極的に取り組みながらも行政運営全般について覚悟を持って見直しを行い、持続可能な村づくりの基盤強化に取り組み時期に來ていると考えています。

むすび

以上、令和3年度の村政執行方針について述べさせていただきました。

今、世界は新型コロナウイルスの出現により多くのことが変わろうとしています。

経済や人の動きは元より、価値観や人間の生き方そのものの見直しを迫られているように感じます。

新しい時代や環境にどのように対応しながらこの村を守り育てていくかは、今を生きる我々の責任であり、また使命であると強く感じております。

私自身、令和3年度を持続可能な村づくりに向けて具体的に取り組み重要な年と位置づけ、村政運営に臨む所存であります。

引き続き村政運営に対し、村議会議員の皆様と村民の皆様との深い御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

■一般会計	2,527,000千円
■後期高齢者医療特別会計	16,522千円
■国民健康保険特別会計	42,799千円
■介護保険サービス事業特別会計	48,783千円
■簡易水道事業特別会計	90,488千円
■下水道事業特別会計	73,004千円
◆総計	2,798,596千円

教育行政執行方針

はじめに

令和3年第1回赤井川村議会定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会会議において合意決定した教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現代は新しい知識・情報・技術があらゆる領域で活動の基盤となっている、いわゆる「知識基盤社会」であり、AIやIoTなどの先端技術が高度化して、社会の在り方そのものが劇的に変わるSociety 5.0の時代が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、先行き不透明な時代を迎えています。私たちが今直面している時代は、大きな変化の時代であるとともに、予測が大変困難な時代だといえます。

このような中、児童・生徒が自分自身の良さや可能性を伸ばし、他者と協働しながらこの時代を乗り越え、ともに、持続可能な社会の創り手となることができるよう資質能力を育成することが教育に

求められています。

また、このような時代だからこそ、生涯学習の理念に基づき、村民一人ひとりが学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学習できる環境を整えることが大切であると考えております。

本年度も引き続き、村理事者並びに議会議員のみなさまの深い御理解と村民各位の温かい御支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

一つ目は学校教育についてです。学校教育では、予測困難なこれからの社会を自立的に生き、その形成に参画するための資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要です。GIGAスクール構想で整備されたICT環境を最大限に活用し、すべての子供たちの可能性を引き出すよう努めます。

また、保育所と小学校、小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルを充実させる取組を進めるとともに、教育環境の整備・充実を図ることを通し、村全体で子供たちの「生きる力」を育む教育の実現に努めます。

二つ目は社会教育についてです。社会教育では、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」に基づき、点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営について計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、コミュニティスクールの取組による、学校教育と社会教育の連携を通じた人材育成の充実を図ってまいります。

施策の実行にあたっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行します。

重点施策の展開

次に、令和3年度の重点施策について申し上げます。

1 地域とともにある学校づくりの推進

第1は、「地域とともにある学校づくりの推進」であります。

令和2年度末に「学校運営協議会」を設置したところですが、3年度からその本格運用が始まります。「地域学校協働活動」の活動と合わせ、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく、「地域とともにある学校」づくりを推進します。

「社会に開かれた教育課程」の理念の下、子供たちに必要な資質・能力を社会と目標を共有して育成するとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図ってまいります。

2 新たな時代に対応した教育の推進

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

す。

一人ひとりの子供がこれからの社会を生き抜く力を身に付けていくために、またそのための「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実現するために、ICT教育の充実、更にグローバル化に対応した教育の充実を図ります。

ICT教育では、令和2年度に整備した学校の高速ネットワーク通信と一人一台端末、プログラミングロボットを有効活用し、情報活用能力やプログラミング的思考の育成を図ります。また、子供たちの発達段階に応じて、対面指導とともに遠隔・オンライン教育の双方の指導ができる体制整備を進めます。

また、国のデジタル教科書実証事業の重点校指定を受け、デジタル教科書の先行実施検証を行ってまいります。

グローバル化に対応した教育では、これまで本村が長く培ってきた国際交流の成果の上に、小学校1年からの英語授業、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員受験と無償化の取組等を通して外国語教育の充実を図ります。

3 小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進

第3は、「小中が連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和の取れた教育が重要であり、義務教育9年間に系統性を持たせた「第2期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を引き続き実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実を図ります。

小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かつて歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」を核に、赤井川村教育研究会と連携して、課題に応じたプロジェクト（部会）における活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては、子供たちがこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や

社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、小中ともに完全実施となる新学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラムマネジメントによる改善

・全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実

・先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善

を引き続き重点に取り組みます。

また、小学校での専科教員の加配により、指導方法の改善とともに、系統的教科指導の充実を図ります。

【豊かな心】を育てる教育の推進については、基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

・考え、議論する道徳授業の職員研修と実践

・児童生徒の思いやり・信頼関係を基本とした生徒指導の充実

・学校図書の実践と読書活動への支援

・児童生徒が協同作業に取り組む植樹活動の実施

などを重点に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については、

体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べる事と同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きて行くための基礎となるものであり、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実

・菌磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進

・部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携

などを重点に取り組みます。

4 教育環境の充実と保護者支援の充実

第4は、「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境については、とりわけ学校においては、緊急対策として令和2年度に、新型コロナウイルス感染症に対応した消毒・加湿・飛沫防止・換気のための機器の設置、各教室のエアコンの整備等を進めてきたところでありますが、

施設の老朽化、耐用年数の経過から修繕や更新を必要とする施設や設備が増加しています。

学校施設については、平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設に

についても、利便性を損なわないよう改善計画の策定を図りたいと考えており、令和3年度については、赤井川村体育館の多目的トイレ設置等改修工事、ホール等改修工事を進めてまいります。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

・学習教材への支援

・学校給食費無料化への支援

・部活動における全道、全国規模大会出場への支援

・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援

・高等学校生徒の通学支援などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

5 心と身体の健康を目指す生涯学習の推進

第5は、「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

・子供たちが本と親しむ活動の支援や読書環境の充実

・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進

・郷土芸能伝承活動の支援

・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進

・国際交流推進プランに基づく学校教育活動と連携した国際交流事業の推進

・赤井川村文化祭の充実

・放課後子ども教室の充実などを重点に取り組みます。

むすび

以上、令和3年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、村議会議員並びに村民のみなさまの御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

チャレンジスキー教室Ⅰ・Ⅱ

2021.1.16～17、2.27～28 キロロスキー場

今年度のチャレンジスキー教室は、1月16日～17日、2月27日～28日の4日間で実施され、チャレンジスキー教室Ⅰは26名、チャレンジスキー教室Ⅱは23名の参加がありました。

Ⅰ・Ⅱ共に1日目はあまり天候に恵まれませんでした。2日目は天気が良くスキー日和の中、参加者はそれぞれスキーを楽しみながら技術の向上に励んでいました。



シーニックナイト2021が開催されました

2021.2.13 赤井川村内

シーニックバイウェイ北海道の協賛行事として、国道393号の全線開通を契機に実施しております「シーニックナイト2021」が今年も村内都地区を中心に開催されました。

今年は、コロナ禍ということもあり各種イベント等が中止となりましたが、村民の皆様のご協力のもと、過去最多約2,400個のキャンドルにあかりが灯り、幻想的な雰囲気の中、約50発の打ち上げ花火で締めくくられました。

道の駅あかいがわ周辺では、例年同様ドライブ中に車をとめ、写真撮影をしていく人がいる一方、世相を反映し、ドライブスルーのように車に乗ったまま景色を楽しむ人の姿が多く見受けられました。

赤井川村総合計画・総合戦略策定委員会の開催

2021.2.26 赤井川村役場

村では昨年度より平成27年度に策定された赤井川村総合計画の中間見直しと人口減少対策に取り組むための創生総合戦略の改訂を進めています。

2月26日に赤井川村総合計画（後期基本計画）策定審議会及び赤井川村総合戦略策定委員会が開催され、パブリックコメントの募集結果、創生総合戦略（素案）に対する前回会議での意見の反映、人口ビジョンの改正について説明が行われました。

今回の会議で総合計画（後期基本計画）及び第2期総合戦略が決定されたので、会議終了後、野田審議会長より村長に答申書が手渡されました。

今回策定しました各計画については、今後村のホームページで公表を行う予定です。





令和2年度第1回学校運営協議会

2021.3.4 赤井川村役場

3月4日(木)、令和2年度第1回学校運営協議会が開催されました。赤井川村では「地域とともにある学校」を目指し、令和3年2月1日に、赤井川小学校、都小学校、赤井川中学校を対象として学校運営協議会を設置しました。学校運営協議会が設置されている学校を「コミュニティ・スクール」といい、これからは、学校と保護者・地域の皆さんで赤井川村の子どもたちの成長を支えながら、地域とともにある学校を目指していきます。

第1回目となります今回の協議会では、委員の皆様へ辞令交付を行った後、事務局よりコミュニティ・スクール制度についての説明と、今後の開催スケジュールについて説明を行いました。その後、3校の校長より令和3年度の学校経営方針について説明を行い、それぞれ承認をいただきました。今後は年3回の開催を基本としながら、適宜「熟議(話し合い)」や研修会などを実施していく予定です。

安達翼氏交通栄誉章「緑十字銀章」受賞

2021.3.9 余市警察署

3月9日(火)、余市警察署にて交通栄誉章である「緑十字銀章」伝達式が行われ、赤井川村からは安達翼氏が式に参加し、余市警察署長より表彰状が手渡されました。

安達氏は長年交通安全に努められ、職場では20年以上無事故無違反、自家用車でも40年以上無事故無違反により、これまで数々の賞を受賞されてきました。

この度の受賞、誠にありがとうございます。



赤井川中学校卒業式

2021.3.15 赤井川中学校

3月15日(月)、赤井川中学校で令和2年度の卒業証書授与式が執り行われ、11名の卒業生に齋藤校長から卒業証書が手渡されました。

今年度も、昨年と同様に新型コロナウイルス感染予防として、来賓の制限や時間短縮など規模を縮小しての卒業式となりましたが、生徒の顔が見えるように動画を映したりと様々な工夫を重ねて実施されました。これから先、卒業生はそれぞれの進路へ進んでいきます。楽しいことだけでなく、つらいことや悲しいこともあると思いますが、中学校で過ごした日々を思い出し、頑張っていきたいと思います。卒業おめでとうございます。



村内小学校卒業式

2021.3.19 赤井川小学校・都小学校



3月19日(金)、赤井川小学校と都小学校で令和2年度の卒業式が行われました。
今年度の卒業生は、赤井川小学校10名、都小学校4名です。中学校の卒業式と同様、新型コロナウイルス感染予防のため、式典の規模を縮小しての卒業式となりましたが、卒業生たちは、立派に成長した姿を見せてくれました。
4月からは中学生となり、勉強はもちろんのこと部活動などでも活躍する姿を見せてくれることでしょう。卒業おめでとうございます。



緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

国より、令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた中小法人・個人事業者等の事業継続を支援する「一時支援金」が措置されました。

■中小法人等

上限60万円

■個人事業者等

上限30万円

■対象期間

令和3年1月～3月

■対象月

対象期間から任意に選択した月

本支援金の給付対象者は、緊急事態宣言の発令地域で営業時間短縮要請に伴い協力金の支払対象となつている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている中小事業者等とされていることから、給付対象者に要件を満たす場合、道内の農業者も支援対象となります。

赤井川村ホームページにて詳しい情報を確認できますのでご覧ください。

■お問い合わせ

○一時支援金事務局相談窓口

Tel 0120-1211-240

○産業課産業係・農政係

Tel 34-6211

4月以降も公共交通バスを運行します

北海道中央バス 赤井川村・余市町間の「日曜日・祝祭日」運休に伴い、村では地域住民の皆さまの公共交通を確保するため、代替交通として「赤井川村公共交通バス」を定時運行しております。

令和3年4月以降についても、昨年度同様に「赤井川村公共交通バス」を運行いたします。

また、北海道中央バス「余市・赤井川線」についても、4月1日以降も現行ダイヤで運行いたします。

皆様のご利用をお待ちしております。

※運行時刻は4月1日配布の回覧文書をご覧ください。

■お問い合わせ

総務課総務係

Tel 34-6211



の ら む 簿 件 事

春の火災予防運動の 実施について

4月20日から4月30日まで全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。春は空気が乾燥し強風が吹くことが多く、一年の中で最も火災が多発するシーズンです。

皆さん一人ひとりが火気を正しく使用し、悲惨な焼死事故を防ぎ、貴重な財産を失わないようにしましょう。

全国統一防火標語

「その火事を
防ぐあなたに
金メダル」

※風の強い日にたき火はやめましょう。

※たき火が終わったら、水をかけて確実に火を消しましょう。

応急手当講習の 依頼受付について

.....
あなたは、緊急事態への備えが来ていますか？

もし、あなたの家族や友人が、倒れてしまったら！そんな時のために心肺蘇生法を身につけてみませんか？

消防署では、心肺蘇生法

やAED（自動体外式除細動器）の使い方を身につけてもらうため、村民や事業所、各団体を対象とした応急手当講習を実施しています。

希望講習日型ですので、皆さんのご要望に合わせてことが可能です。興味のある方は、お気軽に赤井川消防署にご相談ください。

■講習時間

45分または90分

■講習内容

◎救命入門コース
（45分コース、参加証の発行あり）

◎応急手当の重要性、成人の心肺蘇生法（胸骨圧迫のみ）、AEDの使用法
◎救命入門コース
（90分コース、参加証の発行あり）

◎応急手当の重要性、成人の心肺蘇生法、AEDの使用法

■開催場所

赤井川消防署2階大会議室

■受付

希望講習日の1ヶ月前まで

■定員

最大5名

■受講料

無料

■服装

実技が主体ですので、動きやすい服装をお勧めします。

■受講者の皆さまへお願い

○発熱や体調不良の場合は受講をお控えください。

○受講の際はマスクを着用しお越しくください。

○手洗い、うがい、咳エチケット、手指消毒にご協力ください。

■新型コロナウイルスの感染が拡大し、北海道の警戒ステージ3以上の場合、皆様の健康・安全を最優先に考慮し、講習の受付及び受付後の講習ともに中止することがあります。

■申し込み

電話にて希望日をご相談し決定後、申込書に必要事項を記入し、FAX・郵送・持参・メールのいずれかで提出願います。

※希望であれば、メールにて申込書の様式をお送りすることも可能です。

※救急係が不在の場合は、お名前と電話番号をお伺いし、後日消防署からご連絡いたします。

※消防行事と重なる場合は、希望日に添えない可能性があります。

■お問い合わせ

北後志消防組合赤井川消防署救急係
Tel 34-6033

運転免許更新時講習

.....
新型コロナウイルス感染防止対策のため、受講制限を行っていますので受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

■優良運転者講習（30分）

4月8日（木）午後3時30分
4月27日（火）午後3時30分

■一般運転者講習（1時間）

4月16日（金）午後1時
4月27日（火）午後1時

■違反運転者講習（2時間）

4月8日（木）午後1時
4月27日（火）午後1時

■初回講習（2時間）

4月16日（金）午後2時30分
※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

余市警察署だより



山菜採りによる事故の防止

「慣れた山にも、隠れた危険が！」

- 例年、4月に入ると、行者ニンニクやタケノコ等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷ったり、沢に転落する事故が発生しています。次の点に注意しましょう。
- 行き先を家族に伝えましょう。
- 無理に山奥に入らないようにしましょう。
- 単独での入山は避けましょう。
- 目立つ色の服装で入山しましょう。
- 携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

春の全国交通安全運動

手をあげて

じぶんでまもう

いのちのあいず

令和3年4月6日（火）15日（木）の10日間は、「春の全国交通安全運動」実施期間です。

なお、4月10日（土）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

■交通事故防止のポイント
○通園・通学をする子どもたちを交通事故から守ろう！

○高齢者が安心して外出できる安全な社会を作ろう！

- 自転車も「クルマ」です！
- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
- ・子どもはヘルメットを着用

■全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○自動車に乗ったら、全ての座席で必ずシートベルトを正しく着用しましょう。

○体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもには、チャイルドシートを使用しましょう。

飲酒運転の根絶

○一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちで飲酒運転を根絶しましょう。

○飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。

年金だより

こんなときは、必ず届出を

〈こんなとき〉	〈どうする〉	〈届出先〉
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村の国民年金担当窓口
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被扶養者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村の国民年金担当窓口
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 第3号被保険者 ↓年金事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付（変更）申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする （全額・4分の3・半額・4分の1免除） 若年者納付猶予の申請をする （30歳未満の方に限る）	市町村の国民年金担当窓口
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付猶予の申請をする （30歳未満の方に限る）	市町村の国民年金担当窓口
国民年金保険料を納めすぎたとき	国民年金保険料還付請求書の提出をする	年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 第3号被保険者 ↓年金事務所
障害になったとき	障害基礎年金の請求をする	初診日に第1号被保険者 ↓市町村の国民年金担当窓口 初診日に第3号被保険者 ↓年金事務所 20歳前に障害になった場合 ↓市町村の国民年金担当窓口
死亡したとき	国民年金加入中・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市町村の国民年金担当窓口 （年金事務所の場合あり）

※届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。
※手続きの際は、必ず届出先をご覧ください。

スポーツニュース



各種大会の結果

第10回名寄コンバインドチヤンピオン競技会

とき 12月18日
ところ 名寄市
成績

【コンバインド】
▽3位 池田 葉月

第39回全日本コンバインド大会

とき 12月19日
ところ 名寄市
【コンバインド】

▽3位 池田 葉月

全国中学校スキー大会予選会

とき 1月15日
ところ 余市町
【女子S】

▽5位 池田 葉月

第42回全道ジュニアクロスカントリー和寒大会

とき 1月23日
ところ 和寒町

【中学男子クラシカル】
▽10位 佐藤 樹

第13回北海道ユース選手権

とき 2月13日
ところ 小樽市

【男子SL】
▽28位 長谷川岳流

【女子SL】
▽29位 小山 栞和

【男子GS】
▽16位 長谷川岳流

【女子GS】
▽27位 小山 栞和

第44回後志オープン卓球選手権大会

とき 2月14日
ところ 余市町総合体育館

成績
【中学生以下男子シングルス】

▽優勝 栗谷 絆

【団体戦】
▽準優勝 赤井川中、神恵

内中、神恵内少年団、スネイルズ合同チーム

第24回倶知安町長杯ジュニアクロスカントリースキー競技大会

とき 2月14日
ところ 倶知安町

【小学1年男子クラシカル】
▽優勝 山口 溪心

【小学1年女子クラシカル】
▽準優勝 佐々木 心

【小学3年女子クラシカル】
▽3位 小林 ゆめ

【小学4年男子クラシカル】
▽7位 馬場琥太郎

【小学5年男子クラシカル】
▽12位 室井 伶音

【小学5年女子クラシカル】
▽5位 曾根 蒼羽

【小学6年男子クラシカル】
▽3位 小林 陽真

【中学男子クラシカル】
▽6位 佐藤 樹

喜茂別ジュニアクロスカントリースキー記録会

とき 2月20日
ところ 喜茂別町

【小学1年女子の部】
▽準優勝 佐々木 心

【小学1年男子の部】
▽準優勝 山口 溪心

【小学3年女子の部】
▽準優勝 小林 ゆめ

【小学6年男子の部】
▽優勝 小林 陽真

【中学男子フリー】
▽優勝 佐藤 樹

【小学1年男子フリー】
▽4位 山口 溪心

【小学3年女子フリー】
▽4位 小林 ゆめ

【小学5年女子フリー】
▽3位 曾根 蒼羽

【小学6年男子フリー】
▽6位 小林 陽真

【中学男子フリー】
▽5位 佐藤 樹

赤井川ジュニアクロスカントリースキー記録会

とき 3月7日
ところ キロロススキー場

【小学1年女子の部】
▽優勝 佐々木 心

【小学1年男子の部】
▽優勝 山口 溪心

【小学3年女子の部】
▽優勝 小林 ゆめ

【小学4年女子の部】
▽9位 末次 梨胡

【小学4年男子の部】
▽5位 山口 彩葉

【小学4年男子の部】
▽7位 馬場琥太郎

【小学5年女子の部】
▽3位 曾根 蒼羽

【小学5年男子の部】
▽4位 能登 ふく

【小学5年男子の部】
▽5位 末次 胡桃

【小学6年男子の部】
▽準優勝 小林 陽真

【中学女子の部】
▽7位 小林 花音

▽8位 小林 花凛
【中学男子の部】
▽5位 佐藤 樹

JOCジュニアオリンピックカップ2021兼全日本中学生選抜スキー大会

とき 3月11日～14日
ところ 名寄市

【男子クラシカル】
▽38位 佐藤 樹

【男子フリー】
▽35位 佐藤 樹

【コンバインド】
▽優勝 池田 葉月

【スペシャルジャンプ・ノーマルヒル】
▽優勝 池田 葉月



赤井川中学校卒業生2名が 全国大会優勝報告のため赤井川村役場に来庁！

赤井川中学校卒業生 山中新汰さん 種目：アルペン競技男子大回転

2月7日～11日にかけて長野県飯山市で開催された第70回全国高等学校スキー大会に出場し、男子大回転種目で優勝した赤井川中学校卒業生の山中新汰さんが3月11日に来庁し、素晴らしい報告をしてくれました。(大会の成績については先月号広報に掲載しております。)

これまで何度も広報あかいがわのスポーツニュースを賑わせてくれた山中さん。今回の快挙を祝して、役場には懸垂幕が掲げられました。

山中さんの活躍をこれからも期待し、応援したいと思います。
優勝おめでとうございます！



赤井川中学校卒業生 池田葉月さん 種目：コンバインド

3月11～14日にかけて中学生と高校生を対象とした全国規模の大会、JOCジュニアオリンピックカップ2021兼全日本中学生選抜スキー大会が名寄市で開催され、赤井川中学校からコンバインド種目に3年生(当時)の池田葉月さんが出場し、みごと優勝しました。

池田さんは小学校からコンバインドに取り組み、実力を積み重ね今回の全国規模の大会で遂に栄冠を手に入れました。3月15日の中学校卒業式後に、ご両親と共に報告に立ち寄ってくれました。

来庁した際、将来はオリンピックを目指したいと力強く抱負を語る場面もありました。

池田さんの活躍をこれからも期待し、応援したいと思います。
優勝おめでとうございます！



健康支援センターだより

日中は暖かい日が多くなりましたが、朝夜はまだ気温が低くなりますので風邪をひかないように気をつけましょう。

令和3年度保健事業計画

令和3年度の主な保健事業計画です。対象となる方は個別にご案内をお送りします。

■検診・健診

○がん検診

4月10日、

10月19日～21日

○住民健診

10月19日～21日

■乳幼児健診

○乳児健診

6月9日、12月8日

○乳児相談

9月8日、3月9日

○1・6歳・3歳児健診

9月22日、3月23日

■歯科健診・フッ素塗布

○乳幼児フッ素塗布

5月26日、11月10日

○保育所歯科健診

2月9日

■ひよこの会

毎月第3木曜日

(他の事業や講師の都合で前後します)

令和3年度第1回の4月

15日に内容を相談します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況や他の事業との関係などで日程が変更になることもありますのでご了承ください。

2種混合ワクチン・麻疹風疹ワクチン接種について

予防接種は予め抗体を作っておくことで感染症を予防し、発症した場合でも症状を軽くすることが出来ます。また、自分が感染しないことによって、周囲の友人・家族への感染を予防することが出来ます。

小学6年生のお子様は2種混合ワクチン、来年少学に就学されるお子様は麻疹・風疹混合ワクチンを村の助成で接種することが出来ます。

今年4月に対象者へ受診券・予診票をお送りします。有効期限は令和4年3月31日までです。なお有効期限が過ぎますと全額自己負担になりますのでご注意ください。

予防接種を受ける場合、医療機関へ予約が必要になります。あらかじめご連絡をとってから受診しましょう。また、受診券・予診票を紛失された方は再発行が出来ますのでご連絡ください。

■お問い合わせ

健康支援センター内
保健福祉課保健福祉係
保健師

TEL 35-2050

献血へのご協力をお願いいたします

毎年、皆様にご協力をいただいております移動献血車「ひまわり号」による献血を4月16日(金)に赤井川村役場・キロロリゾートで実施します。

本年においても慢性的な輸血用血液が不足している状況が続いております。輸血を必要とする患者さんのために、幅広い年齢層の方の協力が必要となっており、すのでよろしくお願いいたします。

■日時・場所

令和3年4月16日(金)

○赤井川村役場駐車場

午前10時～正午

○キロロリゾート

(トリビュート)

午後1時30分～午後3時

○キロロリゾート

(マウンテンセンター)

午後3時30分～午後4時30分

成人風疹抗体検査を受けましょう

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は、風疹の定期予防接種の対象者として追加されました(平成31年2月予防接種法施行令改正)。

まずは、ご自身が風疹の抗体を持っているかどうかの検査が必要です。

令和4年3月31日までの間に限り対象者の方へは、無料で検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しており、全国の医療機関で受検いただけます。(職場の健診で受検可能かについては勤務先にご確認ください。)

クーポン券がお手元がない方あるいは紛失された方は再発行が可能ですので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ：健康支援センター内 保健福祉課保健福祉係 TEL 35-2050

お知らせ 伝言板

農業委員会だより

農業委員会総会 第8回

開催月日／2月26日

◆会議案件

◆農地法第3条に係る農地等の利用状況報告について
◆賃貸借契約等の解除について

◆新規就農予定者認定登録の承認に関する諮問について

◆農用地利用集積計画の決定について

◆赤井川村賃借料情報の設定について

◆赤井川村農業労務標準賃金等の決定について

◆農地等の権利取得に係る別段面積の設定について
◆赤井川村農業振興計画の策定に係る意見照会について

農業委員会総会 第9回

開催月日／3月5日

◆会議案件

◆新規就農予定者認定登録の承認に関する諮問について（再審議）

◆赤井川村農業振興計画の策定に係る意見照会について（再審議）

お知らせ

◆赤井川村農業労務標準賃金・農業機械請負標準料金を設定しました

農業委員会では、農作業の賃金等を決める目安として、農業労務標準賃金及び農業機械請負標準料金を設定しておりますが、今年度の賃金等につきましては、下記ののとおり設定しました。
※本年度は昨年度と同額となりました。

◆農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数 売渡希望 7件
買受希望 2件
（令和3年3月15日現在）

■赤井川村農業労務標準賃金・農業機械請負標準料金

◇田作業

区分	労働時間	食 事	賃 金	備 考
稲作一般	8時間	昼食持参	6,888円	休憩 1時間 食時 午前・午後 各15分
※送迎 雇用主負担				

◇畑作業

区分	労働時間	食 事	賃 金	備 考
畑作一般	8時間	昼食持参	6,888円	休憩 1時間 食時 午前・午後 各15分
※送迎 雇用主負担				

パート：1時間 861円

◇農業機械請負標準料金

区分	作業機械名	基準規格	料 金	
			1時間当たり	10a当たり
耕 起	D-刈-10-	トラクター50HP	6,000円	4,000円
耕 起	アウ	トラクター50HP4WD	5,000円	—
砕 土	D-刈-10-	トラクター50HP	6,000円	3,000円
施肥播種	アウター	なし	—	2,500円
代かき仕上	水田D-刈-	トラクター30HP	5,000円	—
稲 刈	自脱刈バ	なし	—	12,000円
田植え	田植機	なし	—	5,000円～ 6,000円
乾 燥 (籾摺)	乾燥機 籾摺機	なし	1俵 1,380円	

なお、農業労務標準賃金等につきましては、北海道の最低賃金の改定に合わせ農業委員会の総会で、村の賃金等の実態を考慮して設定しておりますが、これはあくまでも標準的な目安となるものであり、詳細につきましては当事者間での話し合いにより決定していただくことになりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。

■赤井川村賃借料情報の公表

農業委員会では、農地法第52条の規定に基づき、令和2年1月から令和2年12月までに賃貸借された賃借料を基に、令和2年農地賃借情報公表しています。

1. 田（水稲）の部

（10a当たり）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
赤井川村	9,500円	11,000円	9,200円	6	2件
昨年	9,600円	10,000円	7,000円	16	4件
過去5ヶ年	9,000円	9,900円	6,900円	15	4件

2. 畑（普通畑）の部

（10a当たり）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
赤井川村	2,100円	3,000円	900円	19	6件
昨年	3,700円	5,000円	1,500円	12	6件
過去5ヶ年	3,500円	5,400円	2,100円	19	8件

2. 畑（牧草地）の部

賃貸契約件数が0件のため非公表。

なお、公表した金額で契約を勧めるものではありませんので、賃借料につきましては、当事者間での話し合いにより個々の条件などを考慮して決定してください。

所得税等の申告・納付 期限の延長について

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限・納付期限は、**令和3年4月15日(木)まで延長**されました。所得税等の申告期限・納付期限の延長に伴い、振替納税をご利用されている方の振替納付日についても、次のとおり延長されます。

■振替日

税 目	申告所得税	個人事業者の消費税
当 初	令和3年4月19日(月)	令和3年4月23日(金)
延長後	令和3年5月31日(月)	令和3年5月24日(月)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

振替納付日の変更により、所得税及び復興特別所得税の振替納付日が延納期限と同じ**令和3年5月31日(月)**となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、上記振替納付日に納付いただく税額の全額が引落しされます。

◆◇赤井川村SOSネットワーク◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「**高齢者の行方不明が発生した**」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

満タン&灯油プラス1缶

■満タン&灯油プラス1缶運動とは

「満タン&灯油プラス1缶運動」とは大規模災害直後、店頭混雑によってガソリン等燃料が入手困難となった状況を回避するために、「日頃から車の燃料を満タンにしておくこと」や「灯油を1缶余分に保管しておくこと」を推奨する運動です。

■過去の災害では・・・

○車中の避難生活のためのガソリン・軽油、暖房用の灯油を求める大勢のお客様がガソリンスタンドに集中しました。
○交通網の混乱や一時的な供給量の縮小により、ガソリンスタンド等に来店しても、ご要望の量を購入できないということが起こりました。

○ガソリンスタンド周辺の道路では大渋滞が起こり、緊急車両や救援物資を積んだトラックの運行を妨げる事態も発生しました。

■**災害時の安心のために**
石油製品は非常食や飲料水のように簡単に備蓄できません。

平成30年に発生した北海

道胆振東部地震のような大規模災害の発生時の安心のために、車は常に満タンを心がける、暖房用の灯油は1缶余分に買い置くことを心がける、「満タン&灯油プラス1缶運動」へのご協力をお願いいたします。
◇詳細は「満タン&灯油プラス1缶運動」ホームページをご覧ください。
<http://mantan-undo.com/>

■お問い合わせ

経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー係
Tel 011-204-5361

北海道働き方改革 推進企業認定制度

北海道では、働き方改革に取り組んでおられる企業が社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な取組が促進されるよう、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施し、制度の対象となる方の申請を受け付けております。

■制度概要

「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを基本に、これらの取組を積極的に行っている企業を総合的に評価する認定制度であり、広範にわたる取組を行っている企業、より高い水準の取組を行っている企業が、高い評価を得ることができます。

具体的には、各企業の働き方改革の取組の熟度（獲得ポイント）に応じて、4つの認定区分（ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールド）で認定します。

■制度対象

道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上を雇用する法人、個人又は団体（国、地方公共団体を除く）

■認定基準、優遇措置等

この制度における認定基準、認定区分に応じた優遇措置、申請書類など、詳しくは北海道のホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

経済部労働政策局雇用労働課働き方改革推進室就業環境係
Tel 011-204-5354

村のホームページについて (公共施設・各種公園)

村の開催した会議等において、住民の皆さんより「住民の使用できる公共施設がよく分からない」「ホームページに掲載がない」といったご意見を頂いており、これに出来るべく関係する公共施設や公園の情報を整理し、ホームページ掲載の準備を進めてきました。

この度、必要な情報の整理が終了したことから、左記のとおり掲載しましたのでお知らせします。(トップページバナーからもご覧いただけます。)

合わせて、担当ごとに異なる部分のあった使用申請に係る手続きも統一を図るべく整理を行いました。手続きの方法も同様に公開をしておりますので、確認しご利用ください。

◆公共施設の使用

https://www.akaigawa.com/shisetsu/index2.html

◆小公園の使用

https://www.akaigawa.com/shisetsu/index1.html

また、ホームページ掲載内容や手続きに関するご意見

見は左記の各施設担当、若しくは情報集約を担当した介護保険課介護保険係までお知らせください。頂いたご意見を参考に改善に向けて取り組みます。

情報公開に当たっては、庁内横断での検討や条例等の制定改廃が必要であったため、ご意見を頂いてから対応までに時間を要することとなりましたがご理解くださいますようお願いいたします。

■お問い合わせ

○コミュニティセンター、都住民センター、落合住民センター、山村活性化支援センター
総務課財務係
Tel 34-6211

(内線25・28)

○村内の公園、構造改善センター
産業課産業係
Tel 34-6211

(内線54)

○村内小中学校、生活改善センター、体育館
教育委員会社会教育係
Tel 34-6211

(内線42・43)

○健康支援センター
保健福祉課国保衛生係
Tel 35-2050

○掲載内容や手続きへのご意見
介護保険課介護保険係
Tel 35-2050

期限付き教諭の募集について

北海道では、期限付き教諭を募集しています。

※期限付き教諭は、産休・育休や退職などにより欠員となった正規教諭の代わり採用される、任用期限を付した教諭です。(教員免許が必要です。)

※記載内容の詳細は北海道の規定によります。

■「教諭」としての任用(経験・年齢不問)です。

○業務は正規教諭と同じです。校内でも「教諭」として待遇されるので、正規教諭と同様の経験を積みむことができます。

※他県では、経験者・未経験者ともに「教諭」ではなく「講師」として任用されるケースが多く見られます。

○北海道では、60歳以上の方も多数採用されています。

■「正規採用」への道が開きます。

○札幌市を除く道内の公立学校において、直近3か年度で24月以上かつ受検年度の4月から5月の間を期限付きとして勤務していれば、教養や専門検査のない特別選考を受検

できる制度があります。(令和2年度実施の選考検査の状況)

■給与は正規教諭と「同等」です。

○これまでの職歴(民間含む)も正規採用者と同様に換算され、正規教諭と同等の給与になります。

※他県の多くは「講師」として採用され、給与が低く抑えられています。

■赴任には「引越費用」が支給されます。

○規定により最大約55万円(道外から)又は、最大約37万円(道内から)が支給されます。

■もっと知りたい「期限付き教諭」

○教員の経験がないけど？
↓勤務先の先輩や市町村教委、道教委がサポートします。

○昔とった教員免許だけでは有効期限切れであっても、更新・再取得するまでの間、対応できる場合がありますので、まずはご相談ください。

○忙しいんじゃない？
↓北海道は「働き方改革」に力を入れ、健康でいきいきと勤務できる環境の整備に努めています。

○期限付き教諭はどの位いるの？

↓北海道には、約1,300人の期限付き教諭がいます。(令和2年度当初) ○住むところはどのようなの？

↓多くの地域に「公宅」という、自治体が設置した教員住宅が用意されており、空き状況により入居することが出来ます。

■任用までの流れ

- ①申込み(北海道教育庁代替教職員応募・任用システム)に登録
- ②道教委から欠員の状況に応じてご連絡
- ③面接選考
- ④任用

※自分の希望と条件が合わない場合は、断つてもかまいません。その後の採用に影響しません。

パソコンやスマートフォン等によりWEBで応募できます。左記のQRコードよりアクセスしてください。



https://www.harp.jp/TQqvHge4
お問合わせ・ご相談
教職員課小中学校人事係
Tel 011-231-4111

区会懇談会の質疑・要望事項への回答

村民の皆さまの声を着実に行政に反映するため、昨年11月に区会懇談会を実施しました。

懇談会の中で出された主な質疑・要望事項への回答を広報あかいがわ3月号・4月号の2回にわたり掲載いたします。

【産業課所管】

○新規就農研修受入に関して、他機関の支援も縮小し厳しくなっている。研修生を受入、指導したい意思があっても受入側の経済的負担も大きい。

↓令和3年度より、新規就農受入制度を見直しするよう関係機関と協議し、支援策を拡充するよう進めていきます。

(産業係)

○エゾシカ被害が発生している。電気柵、くくり罠、保管に関して助成措置を拡大してほしい。

↓以前からの「電気柵」購入助成のほか、今年度より「ワナ」、「忌避剤」購入助成や、免許取得も銃器のほか「ワナ」免状の取得にも拡大したところ。例年、年度当初に助成制度を回覧で周知し

ていますが、随時、産業課までお問い合わせください。

(農政係)

○村が新規就農時に土地を斡旋をしたことがなく、みんな困っている。北海道の区画整理事業に乗っけてはどうか？村の周知が足りないのではないかと。

↓従前より村が直接的な斡旋はせず、研修生自らということで承していただいています。空き農地の紹介はできるので、農業委員会や受入農家、生産者組織等と相談、協議する場を設けて新規就農者の農地取得に努めていきます。

(農業委員会)



雪の下キャバツ収穫の様子です。

○村に荒れている土地があるが、村で管理することはできないか？

↓私有財産のため、あくまで個人の意向によるものと考えますが、今年度から取り組んでいる耕作放棄地対策事業での対応や状況により所有者の意向確認も必要と考えています。

(農業委員会)

○J Aについて。広域農協として合理化に対する取り組みが唐突すぎる。村からも働きかけをお願いしたい。

↓新規就農に関して、ハウスの導入支援はあるが、今後の就農希望者の間口を広げるためにも、露地栽培に対する支援も検討してほしい。生活インフラと就農支援があれば、赤井川村が魅力的な就農地となる気がする。

↓J Aとは村の農業課題、村内でのJ Aの活動方針等について意見交換を行いました。今後も協議を行っていきます。

↓新規就農対策として、農地賃貸助成、農業振興センターでの各種機械・機材の貸し出し、各種振興補助事業でも露地栽培も対象となる事業を実施しておりますが、新規就農対策も含めた各種振興対

策については、様々な検討を行いながら関係者・関係機関の意見を踏まえて進めていきます。

(産業係)

○赤井川温泉における村外利用者の増加とマナーについて。

↓洗い場における場所取り等の苦情は把握していませんが、管理者にその旨を周知します。また、入館料の見直しは、今後、様々な要素、観点から検討(値上げありきではない)していきます。

(産業係)

○200ページに及ぶ農林水産省補助事業の案内が届けられたが、この情報提供からどのように進められていくのかを知りたい。本腰を入れた対応を希望したい。

↓生産者組織からの要望により資料提供した件で、生産者個々の営農に対する視点・観点も異なることから、省略せず、ボリュームある資料提供となりました。資料配布後、個別の案件に関し数件の問い合わせもあり、国・北海道に事業意向の照会も行い、生産者へ伝達しています。個別事業を詳細に周知するのは簡単ではありませんが、このよう

な形で紹介し、取り組み意向があれば、問い合わせ等に応じていきたいと考えます。なお、今年度の新型コロナウイルス感染症対策の説明会や、今後大きな災害・天災が発生した場合は、J Aなどと連携し、事業説明会は必要に応じて開催します。

(農政係)

○現在計画されている道営事業の期間短縮を行うことはできないか？

↓道営事業については、一定水準を満たさなければならず、圃場調査などを経て事業採択まで期間を要します。採択後においても北海道の予算確保、実施設計業務など時間を要しますが、早期に工事着工が出来るよう調整していきますのでご理解ください。

(土地改良係)

【建設課所管】

○村道の草刈りのタイミングが悪いのではないかと？3回実施なら、時期を固定しないで道路状況を確認してから実施してほしい。村道幅員が狭い場所は危険なこともある。

↓村道の草刈りは、路線により回数を年1〜3回と定めています。早く実施すれば、その分、後半に

草が伸びるため、ある程度時期を決めています。村でも村道パトロールを実施していますが、危険と思われる箇所がありましたら、建設課土木係までご連絡ください。

(土木係)

○合併浄化槽は設置、維持管理コストも高い。モデル的な設置費用、維持管理コストを提示してほしい。

↓下水道利用料金と合併浄化槽の維持管理コストを比べても同等程度と思われます。

標準的な一般住宅（4人世帯）の場合の合併浄化槽の設置費用は左記のとおりです。参考としてください。

合併浄化槽の設置費用は、5人槽サイズで110万円（補助対象）です。

排水設備工事費用は、立地条件により変化します。基準額はありません。

維持管理費用は5人槽サイズで年間3万5千円程度であり、下水道料金換算によると、16㎡/月の使用料金とほぼ同等です。

○池田川の河川整備を要望したい。

↓令和3年度から令和6年度にかけて、村内の河川

土砂上げ工事を集中的に実施する予定であり、池田川については、令和3年度に3kmの土砂上げ工事を計画しています。

(土木係)

○村営住宅のリフォームについて。

↓昨年12月に内覧会を実施しました。また、広報あいがわ1月号及び村のホームページにて完成の状況を公開しておりますので、そちらもご覧ください。

(建築係)



リフォームした村営住宅です。

【教育委員会所管】

○村には、1000年史しか村史がないので、今後120年、150年と長期的な計画により村史を整備する必要があるのではないかと？また、郷土資料

館も老朽化しているので、施設整備と記録を残すという計画はあるのか？

↓1000年記念史以降は今後に引き継いでいきます。

今後の記録として、どのような出来事が起きたかなどは、村史整備がこの先150年後になるか200年後になるか分かりませんが、きちんと残せるように記録しています。

資料施設は、今後、空き施設を使いながら整備をしていく考えであり、そう遠くないうちに整理をしていかなければならないと思っています。開村1200年記念で聞き書き（「むらに暮らす」）暮らしの歩みを聞き訪ねて（「」）を作成しており、1200年で終わらず今後も作成を検討します。

(教育委員会)



「村に暮らす」～暮らしの歩みを聞き訪ねて～

○小学校は1つにならないのか？

↓統合の声が大きくなったから、検討を進めていくこともやぶさかではありませんが、これからコミュニケーションを立ち上げるので、その中で地域住民の意見を把握したいと考えています。

(教育委員会)

○村内での新型コロナウイルスの感染者発生は絶対どこかで起こりえる。

誰が罹るかはわからない。各家庭や学校においても差別や偏見がないようにしてほしい。

↓誰もが罹患するおそれがあります。差別や偏見があつてはなりません。避けて通れない問題であることも事実だと認識しています。個人情報であるので、村から個別の情報を開示することはありません。

学校に対しては、感染者が発生したときの学校体制、思いやりの心の醸成について保護者に対する細やかな情報発信を行うようお願いしています。子どもは周囲から聞いたことを口にしてしまうことがあります。子どもの対策のみならず、親の対策という点にも力を注ぐ

「新型コロナウイルス人権相談窓口」

○相談受付

平日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）
（メール相談は24時間受け付けています）

○電話相談

Tel 011-206-0497

○メール相談

cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

よう進めています。
(教育委員会)
※回答については、2月上旬時点で整理した事項を掲載しております。

黄砂の飛来に注意

黄砂現象とは、アジア内陸部の砂漠や黄土高原などで舞い上がった砂やちりが風に乗って運ばれ、大気中に浮遊しつつ降下する現象を言います。3月から5月にかけて発生することが多く、海を隔てた日本においても大陸に近い西日本ほど多く観測されていますが、北海道でも大規模な黄砂が観測されることがあります。

黄砂が飛来すると空に霞がかかったように見通しが悪くなり、ひどい場合には航空機の離発着にも影響します。また黄砂粒子が付着することで、精密機器製造への影響や洗濯物、建物の窓、車などが汚れる等の被害が出ることもあり、人によつては咳やくしゃみなどのアレルギー反応が出るという健康被害の報告もあります。

気象庁ではホームページで常時「黄砂情報」を提供しているほか、広範囲に濃い黄砂を観測・予測し、交通や日常生活に影響を及ぼすと判断される場合には「黄砂に関する気象情報」なども発表しています。環境省と気象庁が共同で開設している「黄砂情報提供ホ

ームページ」では、黄砂の今の状況や今後の予想などを確認することができ、外出前などにぜひ活用してください。

○黄砂情報提供ホームページ



お問い合わせ

札幌管区気象台天気相談所
Tel 011-611-0170

YOSAKOIソーラン祭り 市民審査員募集

YOSAKOIソーラン祭りは、6月の札幌を舞台に開催される、「市民参加型」のお祭りです。踊り手としての参加はもちろん、様々な形で気軽にお祭りに参加することが出来るのが、YOSAKOIソーラン祭りの魅力のひとつです。

その一環として、YOSAKOIソーラン祭りでは、チームの演舞を審査する審査員を、「市民審査員」として全国から募集します！YOSAKOIソーラン祭りの審査は、あなたが演舞を見て感じた「感動」を基準としており、特別な

技術や知識は全く必要ありません。どなたでも審査員として参加していただくことができます。

札幌市内の方々はもちろん、札幌市外・北海道外の皆さまにもご参加いただけます。今までは観客としてお祭りをご覧になっていた方も、これまでなかなかお祭りに馴染みのなかった方も、この機会に審査員としてお祭りに参加してみませんか？皆様のご応募をお待ちしています。

活動日程

6月12日(土)～13日(日)
※3～4時間程度

活動場所

札幌市中央区(大通公園周辺)

活動内容

YOSAKOIソーラン祭りにおける演舞の審査

募集期間

4月1日(木)～30日(金)
(ホームページにて応募要綱をご確認ください。)

募集定員

110名

※応募人数が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

ホームページ

<http://www.yosakoi-soran.jp/>

土砂災害警戒区域等の法律 による基礎調査結果の公表

北海道により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づく基礎調査が赤井川村内の対象箇所で行われ、同条第2項に基づき左記のとおり公表されました。

詳細については左記までお問い合わせください。

お問い合わせ

小樽建設管理部事業室治水課
Tel 0134-2512494

●土砂災害警戒区域

指定区域名	所在地	自然現象の種類
1-21-86 轟	余市郡赤井川村字轟	地すべり

教職員人事異動 (4月1日付け)

【赤井川小学校】

◇転出
▽教頭 西岡 健幸
▽教諭 (黒川小学校) 相澤 悠
(手宮中央小学校) 細川あゆみ
(都小学校)

◇転入

▽教頭 齋藤 良樹
(北辰小学校) 小林 卓史
(新採用)

【都小学校】

◇転入
▽教諭 細川あゆみ
(赤井川小学校)

【赤井川中学校】

◇転出
▽教諭 日向 学
(二七中学校) 澤井 笑美
(厚沢部中学校)

◇転入

▽教諭 西村 重亜
(岩内第一中学校) 野澤 彩音
(島牧中学校) 本田 亨
(古平中学校)

▽教諭

※(一)内はそれぞれ転出先、転入先

知っていますか？

「苦情審査委員」制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の期間に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護の保護にも十分配慮します。

苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課です。

苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。またホームページからでも申立書をダウンロードできます。

申立て方法は「苦情申立書」に必要な事項を記入し提出してください。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

■お問い合わせ

○北海道総合政策部知事室

道政相談センター
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5523
FAX 011-241-8181
メールアドレス
kujiyoukoueki@prefhokkaido.lg.jp

○各総合振興局（振興局）総務課

青少年の安全なスマートフォン等の利用について

春は、卒業・進学の時期です。お子様にスマートフォン

の購入を検討している保護者の皆さまも多いかと思いますが、近年、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれたり、長時間利用によって生活習慣が乱れ依存症に陥る等、様々な問題が発生しています。お子様にスマートフォンを利用させる場合は、次の点に注意してください。

◇インターネットを介した犯罪や有害情報からお子様を守るためには、まず、保護者の皆さまが、インターネット利用に潜む危険性を認識することが大切です。

◇子どもにスマートフォンを持たせるときは事前にインターネット利用に潜む危険性をしっかりと理解させるとともに、特定の時間帯は使用しない、使用する際は居間で使用するなど、家庭内のルールづくりに努めましょう。

◇アダルトや暴力などの有害サイト等へのアクセスを防ぐため、フィルタリングを確実に設定し、子供に有害情報を閲覧させないようにしましょう。

また、保護者の使用しているスマートフォン等も、必ずフィルタリングを設定するようにしましょう。◇SNSの利用を起因とした犯罪被害が増えています。知らない人とやりとりのできるSNSは、保護者が必要と認めたもの以外は安易に利用させないようにしましょう。また、ネットでも知り合った人は、別人になりすましている可能性もあるため、安易に個人情報や連絡先を教えることのないように教えましょう。

■安全なインターネット利用に関する情報

<http://www.prefhokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/u-gai-top.htm>

■インターネットで実際に起きたトラブルに関する情報

○インターネットトラブル事例集【総務省】
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

○子どもの性被害対策【警察庁】
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/ily_area/no_cp/

■お問い合わせ

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課青少年係
TEL 011-204-5663

北海道交通事故相談所について

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。

○交通事故にあったが、どうしたらよいのかわからない。

○損害賠償の額が適正かどうか知りたい。

○示談をどのように行ったらいいか？

○残された遺児への生活（教育）資金の手当ては？など。

面接（予約制）、電話、文書（メール・FAXを含む）等で相談をお受けしています。

■相談所名
北海道交通事故相談所

■受付内容
面接、電話、文書

■相談受付時間
平日

午前9時～午後4時30分
（ご相談は午後5時で終了となります。）

※土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

■相談・お問い合わせ

札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5220
FAX 011-232-7452
メールアドレス
kansei.dousei2@prefhokkaido.lg.jp



国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

2021年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

受験資格

○平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者

○平成12年4月2日以降生まれの者で大学を卒業見込みの者など別に定める者

申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。

3月26日(金) 9時～

4月7日(水)【受信有効】

○申込専用アドレス

<http://www.jinji-shikeng.o.jp/juken.html>

第1次試験

○基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)

6月6日(日)

第1次試験合格者発表日

6月29日(火) 午前9時

第2次試験

○人物試験及び身体検査

7月5日(月)～7月16日

(金)のうち指定する日

最終合格者発表日

8月17日(火)

お問い合わせ

○札幌国税局人事第2課採用担当

TEL 011-231-5011

○最寄りの税務署(総務課)

令和3年度保険料率改定のお知らせ

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10・45%(プラス0・04ポイント)、介護保険料率は1・80%(プラス0・01ポイント)となります。健康保険料率及び介護保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

健診のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。

35歳～74歳の被保険者(ご本人)へは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防検診」を、40歳～74歳の被扶養者(ご家族)へは、メタボリ

ックシンドロームに着目した「特定健康診査」の2つの健診をご用意しております。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう！

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
TEL 011-726-0352

3月号記事の訂正について

広報あかいがわ3月号(No.700)の10頁、「令和3年区会長・農事組合長が決まりました」の記載内容に訂正がありました。

正しくは次のとおりです。

【正】

1都区会 農事組合長 川人 正明

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

1都区会 農事組合長 阿部 清英

赤井川村の空間放射線量の状況

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H/Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2021.2.16	0.053	雨
2.19	0.038	くもり
2.23	0.046	くもり
2.26	0.042	雪
3.2	0.053	雪
3.5	0.037	晴れ
3.9	0.034	くもり
3.12	0.048	くもり

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

4月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

◇気温ー高40%・平30%・低30%

◇降水量ー高30%・平40%・低30%

住民のまど

〈2月15日～3月14日届出〉
いつまでもお幸せに(婚姻)

お名前 前 月・日/区会
喜楽 功さん 2・27
(古館) 春香さん 2都

ご厚志ありがとうございます
○指定寄付金(高齢者福祉)
として 5万円
船戸 美智子様

村長のうごき

〈2月15日～3月14日〉

15日◇北後志衛生施設組合
並びに北後志消防組
合第1回定例会/余
市町

19日◇後志広域連合会議/
倶知安町

◇エネルギービジョン
策定調査第3回検討
会/字赤井川

24日◇全国森林レクリエー
ション協会理事会/
東京都/25日

26日◇総合計画・総合戦略
策定委員会/字赤井
川

(3月)
7日◇赤井川ジュニアクロ
スカントリスキー記
録会/字常盤

8日◇第1回赤井川村議会
定例会/字赤井川/
10日

10日◇御通夜出席/神恵内
村

むらの日誌(2月)

2日◇業務検定
3日◇議会運営委員会
5日◇新年度概略予算説明
会

8日◇業務報告
14日◇土木検定
9日◇水道下水道検定
◇土木検定

◇令和2年度第9回メー
プル街道393もみ
じ祭実行委員会
10日◇余市川水系治水協定
に係る分科会

15日◇校長・教頭合同会議
◇農業青色申告納税相
談/26日

18日◇令和3年度農政関係
予算概要説明
19日◇iPad導入に係る
担当教諭打ち合わせ
会議

◇エネルギービジョン
策定調査第3回検討
委員会
◇農林業活性化推進協
議会事務局会議

22日◇社会科副読本編集委
員会
24日◇北後志町村議会事務

局長会議

◇教育委員会議
◇業務検定

25日◇厚生労働省職員派遣
による支援事業

26日◇農業委員会総会
◇総合計画・総合戦略
策定委員会

自衛官募集

自衛官候補生及び一般曹
候補生(男子・女子)、一
般幹部候補生(一般・歯科
・薬剤)、医科・歯科幹部
を募集します。

※自衛官候補生及び一般曹
候補生の採用年齢が18歳
以上33歳未満に改正され
ました。

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4
樽石ビル2F
Tel 0134-22-15521



無料法律相談所の開設

■日時

4月21日(水)

午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館(余市
町大町4丁目143番地)

Tel 23-5001

※ご利用される方は、事前
に必ず余市町役場へご連
絡願います。
(Tel 21-2111)

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,065	95	1,160	-12
男	526	56	582	-4
女	539	39	578	-8
世帯数	558	87	651	-9

※令和3年2月28日現在

■今月の表紙

今月の表紙は、中学校の卒業式からの
1枚です。今年も式典の内容を変更しての
開催でしたが、兎にも角にも挙行できてよ
かったです。密にならないようにと、様々
な工夫がされた卒業式でした。

卒業生の皆さん、卒業おめでとうございます。



赤井川村写真館～赤井川の四季～



希望の春

撮影：中村菜奈子 場所：字都 撮影日：2021年3月12日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■4月になると、一気に春の訪れを感じます。たとえ多少寒くても、少しくらい雪が降っていても…

3月は卒業式シーズンでした。写真撮影の関係で学校に伺いました。もしかしたら、このご時世なので関係者以外は…とお断りされるかも…と思っていましたが、オファーをいただいたので撮影に行ってきました！今月の入学式も、写真撮影に行きますよ！（K）

【発行情報】広報あかがわ2021年4月号（No.701）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／株式会社 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan

むらのカレンダー

2021 年 5 月

さつき
皐 月
May

日曜日 SUN	月曜日 MON	火曜日 TUE	水曜日 WED	木曜日 THU	金曜日 FRI	土曜日 SAT
2 大安 赤井川村公共交通バス運行日	3 赤口 憲法記念日 赤井川村公共交通バス運行日 可燃ごみ収集（赤井川）	4 先勝 みどりの日 赤井川村公共交通バス運行日 可燃ごみ収集（都～常盤）	5 友引 子どもの日 赤井川村公共交通バス運行日 プラ類収集（赤井川） 資源物収集（都～常盤）	6 先負 可燃ごみ収集（赤井川）	7 仏滅 可燃ごみ収集（都～常盤）	8 大安 不燃ごみ収集（全村）
9 赤口 赤井川村公共交通バス運行日	10 先勝 赤井川カルデラ温泉定休日 可燃ごみ収集（赤井川）	11 友引 可燃ごみ収集（都～常盤）	12 仏滅 資源物収集（赤井川） プラ類収集（都～常盤）	13 大安 無料温泉バス運行日 可燃ごみ収集（赤井川）	14 赤口 郷土資料館開館日 昔の若人おしゃべりサロン 13:30／健康支援センター	15 先勝 陸上競技教室 ／山村広場 不燃ごみ収集（全村）
16 友引 赤井川村公共交通バス運行日	17 先負 赤井川カルデラ温泉定休日 可燃ごみ収集（赤井川）	18 仏滅 可燃ごみ収集（都～常盤）	19 大安 プラ類収集（赤井川） 資源物収集（都～常盤）	20 赤口 ひよこの会 10:30／健康支援センター 可燃ごみ収集（赤井川）	21 先勝 可燃ごみ収集（都～常盤）	22 友引 不燃ごみ収集（全村）
23 先負 赤井川村公共交通バス運行日 歩こう会 ／村道・林道等	24 仏滅 赤井川カルデラ温泉定休日 可燃ごみ収集（赤井川）	25 大安 可燃ごみ収集（都～常盤）	26 赤口 農業委員会総会 19:00／赤井川村役場 資源物収集（赤井川） プラ類収集（都～常盤）	27 先勝 無料温泉バス運行日 悠楽学園大学開講式 可燃ごみ収集（赤井川）	28 友引 元気はつらつ教室 13:30／健康支援センター	29 先負 不燃ごみ収集（全村）
30 仏滅 赤井川村公共交通バス運行日	31 大安 赤井川カルデラ温泉定休日 可燃ごみ収集（赤井川）	5 月の休日当番病院 5月2日（日）北郷耳鼻咽喉科医院……………23－5533 5月3日（月）勝田内科皮フ科クリニック……22－3843 5月4日（火）中島内科……………22－3866 5月5日（水）田中内科医院……………22－6125 5月9日（日）勤医協余市診療所……………22－2861 5月16日（日）小嶋内科……………22－2245 ※当番医の診療時間は9時～17時までです。				
					5月23日（日）林病院……………22－5188 5月30日（日）よいち北川眼科医院……22－1308	